

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	虚偽の品種登録表示の禁止
担当部局	生産局種苗課
評価実施時期	平成19年5月
規制の内容・目的	【内容】 登録品種でない種苗に登録品種であるかのような誤認を与える行為として、次の行為を禁止し、違反者に3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人等については1億円以下の罰金)を科すものである。 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為 登録品種以外の品種の種苗であって、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為 【新設・改正の目的】 登録品種でない種苗に登録品種であるかのような誤認を与える行為を禁止することにより、農業者等種苗の利用者の保護、品種登録制度への信頼の確保を図ることを目的とするものである。 【新設・改正の必要性】 平成10年の種苗法改正によって育成者権が知的財産権として明確に位置付けられて以降、品種登録件数が増加する等育成者権が知的財産権として定着してきている。 しかしながら、近年、育成者権の価値の高まりに伴い、登録品種でない種苗に登録品種であるかのような誤認を与える行為を行う事例が発生している。 このような行為は、虚偽の情報を提供して物の譲渡を行おうとするものであり、刑法上の詐欺罪に該当する行為と同様に国民の財産権を侵害する懲罰性の高い行為である。同時に、登録品種でない品種を登録品種であるかのように偽ることは、本来自由に認められている当該種苗の利用を

	阻害するものであり、種苗の利用者である農業者等に不利益を与えるものである。また、何が登録品種であるのかが明確でない状況は品種登録制度に対する信頼を失わせるものである。 このため、登録品種でない種苗に登録品種であるかのような表示を付す行為等を禁止する必要がある。 【根拠条文】 種苗法(平成10年法律第83号)第56条(新設)、69条(新設)、73条第1項第2号(新設)
期待される効果	登録品種でない種苗に登録品種であるかのような誤認を与える行為が減少し、農業者等種苗の利用者の保護、品種登録制度への信頼の確保が図られる。
想定される負担	なし
想定できる代替手段との比較考量	現行のまま、虚偽の品種登録表示について特段の禁止規定を設けないこととした場合、登録品種でない種苗に登録品種であるかのような誤認を与える行為が放置され、品種登録制度への信頼が失われる等の不利益が生じることとなる。一方で虚偽の品種登録を表示する行為のみを罰することとした場合、不適切な表示が付された種苗の流通や、広告を通じて不適切な表示が付された種苗が譲渡されることを防止することができず、なお品種登録制度への信頼が失われる等の不利益が生じることとなる。 このため、虚偽の品種登録を表示する行為、虚偽の表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示行為、広告を通じて虚偽の表示をする行為の3類型について禁止することが適当である。
備 考	本措置は、学識経験者等からなる「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」における議論を踏まえたものであり、同検討会制度分科会報告には、「種苗法において、登録品種以外の品種の種苗やその包装等に、虚偽の品種登録表示（品種登録表示と紛らわしい虚偽の表示を含む。以下同じ。）を付する等の行為を禁止すべきである。」とされている。
	平成24年度

レビューを行う時期	
-----------	--

(別添)

規制影響分析評価書

規制の名称	品種登録表示制度（品種登録表示の努力義務）
担当部局	生産局種苗課
評価実施時期	平成１９年５月
規制の内容・目的	【内容】 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産省令で定めるところにより、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録に係る旨の表示（以下「品種登録表示」という。）を付するように努めなければならないこととする。 【新設・改正の目的】 種苗を譲渡する際に統一的な品種登録表示を付すことが広まることで、種苗が登録品種であることが明確になることを通じて、育成者権の保護を図ることを目的とする。 【新設・改正の必要性】 平成１０年の種苗法改正によって育成者権が知的財産権として明確に位置付けられてから、品種登録件数が増加している。他方で、種苗が登録品種であることを示すための表示には様々なものが存在している。 現状では、種苗の利用者にとって、その種苗が登録品種であるか否かが直ちに判別しにくい状況となっており、育成者権侵害に該当する行為を行った者が当該種苗が登録品種であることを知らないまま、意図せぬかたちで権利侵害を行ってしまう事例も生じている。 このため、ある種苗が登録品種であるか否かを明確にすることによって、育成者権の侵害を予防する必要がある。 【根拠条文】 種苗法（平成１０年法律第８３号）第５５条(新設)
期待される効果	種苗を譲渡する際に品種登録表示を付すことが広まり、育成者権の適切な保護を図ることができる。
想定される負担	○種苗の流通業者の負担 種苗を譲渡する際に品種登録表示を付すように務めることが義務付けられる。

想定できる代替手段との比較考量	現行のまま、登録品種について特段の表示義務を課さないこととした場合、種苗の利用者にとって、その種苗が登録品種であるか否かが直ちに判別しにくい状況が継続し、育成者権の権利の意図せぬかたちでの侵害を予防することができない。一方で、表示を義務化し、違反者に罰則を科すこととした場合には、種苗の流通コストを著しく引き上げおそれがある。また、現在品種登録表示以外の表示で育成者権の所在を明らかにしている者にとって過大な負担となる。 このため、品種登録表示は努力義務とすることが適当である。
備 考	本措置は、学識経験者等からなる「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」における議論を踏まえたものであり、同検討会制度分科会報告には、「種苗法において、登録品種の種苗を譲渡する場合に、品種登録がされている旨の表示を付することを努力義務として課することを検討すべきである。」とされている。
レビューを行う時期	平成２４年度